平成２３年（フ）第２５１号
北海道旭川市金星町３丁目３番５号　コスモ金星102号
債務者　田渕　信行
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１３号
北海道旭川市永山５条24丁目４番５号　フジアパート２－Ｂ号
債務者　原　　愛子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３９号
北海道旭川市永山３条22丁目３番10号　ユニティ102号室
債務者　石山　明美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４２号
北海道旭川市永山１条４丁目３番15号　開本コーポⅢ　101号
債務者　上田のり子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５８号
北海道旭川市東旭川南２条６丁目２番１－501号　市住1501号
債務者　佐藤　文俊
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６１号
北海道旭川市曙２条５丁目２番４号　106号室
債務者　山内富士子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６３号
北海道旭川市春光１条８丁目７番７号　ハーモニーコーポ105号
債務者　稲川　明美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６５号
北海道旭川市東光６条２丁目４番22号　カゲヤママンション203号
債務者　小野寺敏明
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６６号
北海道深川市納内町字納内4524番地
債務者　松野　　正
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６８号
北海道旭川市豊岡11条８丁目２番６号
債務者　奥田　公章
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７５号
静岡県浜松市中区和合町120番地の１　ドミール深谷Ｂ106、前住所静岡県浜松市中区和合町315番地の1431
債務者　山本惠美子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
静岡県浜松市北区三ヶ日町福長1215番地の34
債務者　遠藤ハルミ
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
静岡県磐田市富丘72番地１　グレース広野Ⅱ－103号
債務者　花井　晋代
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
静岡県浜松市東区天王町1423番地の１　テラスハウスみのり２号
債務者　榎土　美保
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係